

次期電波利用料に関する意見

2010年6月9日

インテル株式会社

電波利用料の用途及び予算規模について

- 電波利用料は負担と受益一致の原則に従って歳入すべてが電波利用共益事業に使用されるよう透明性のある運用を要望します。
- 地上デジタル放送への移行費用の償還終了時には電波利用料の当該部分の減額が適当と考えます。
- 用途の拡大解釈により、予算規模が拡大し、負担が増えることがないようにし、また、月ごとの利用料納入など、支払い方法の見直しにより事業者の負担を軽減すべきと考えます。

電波利用料の用途及び予算規模について (続き)

- 周波数有効利用のための研究開発という名目で多額の予算が組まれていますが、電波利用料を研究の目的に利用すること自体がその趣旨に適しているのか、また、その研究開発の成果に関して、それが電波利用料負担者へ還元されているのか、外部評価により精査すると共に、本来の目的から外れた研究開発の予算は縮減すべきと考えます。
- 電波利用料は電波監理本来の用途、例えば、周波数再編などに伴う調整、移行補償などに対して、重点的に配分されるよう要望します。

電波利用料の料額について

- 今後の電波の利用形態として1契約複数デバイスの利用が広がると想定されます。この場合、基地局によりアクセスが1デバイスだけに制約される契約に関しては電波利用料の徴収は1デバイス分にすべきと考えます。
 - 電波利用料の徴収は端末を単位とするのではなく、契約を単位とすることが公平な徴収につながると考えます。
- 今後利用拡大が想定される低電力フェムト局に対しては電波の有効利用の促進と利用者の便宜のため料率を低廉にすべきと考えます。

電波利用料の料額について（続き）

- 免許不要局は、電波法上、排他的優先保護を受けていないため、電波利用料を適用することは適切ではないと考えます。また、国民生活に広く普及していることから考えて、利用料の徴収は、国民経済にマイナスの影響を与えます。さらに、国際的にも、無線機の流通管理が困難であり、我が国だけが電波利用料を適用することは、適当ではないと考えます。
- ホワイトスペースに対しても、排他的優先保護を受けていないこと、周波数の積極的な有効利用を促進しその用途を拡大するため、電波利用料は適用すべきでないと考えます。

オークション制度の導入について

- 競争政策が整えられた段階で、導入を検討すべきであると考えます。